

地方議会議員の厚生年金への加入に対する慎重な取り扱いを促す意見書
の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙
のとおり意見書を提出するものとする。

平成29年9月5日 提出

提出者	周南市議会議員	田	村	勇	一
		兼	重		元
		福	田	吏	江子

(別 紙)

地方議会議員の厚生年金への加入に対する慎重な取り扱いを促す意見書

昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、地方議会議員年金制度は、平成23年6月1日に廃止された。

しかしながら、本年7月、自由民主党総務部会 地方議員年金検討プロジェクトチームにおいて、地方議会議員の厚生年金への加入を盛り込んだ「地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正案」が審議され、同プロジェクトチームにおいて了承され、次期臨時国会への法案提出が進められていると聞き及んでいる。

地方議会議員年金制度は廃止されたとはいうものの、元議員等の既存支給者への給付はこの先約50年続き、公費負担累計総額は、約1兆1,400億円にもものぼる巨大な額となる。その原資はすべて税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えている。

市民生活は依然として厳しい中、地方議員だけを特別扱いすることは許されない。地方議会議員年金制度廃止後も、莫大な税金投入が続いており、議員の担い手不足を理由に新たに地方議会議員の厚生年金への加入が始まれば、さらなる公費負担が必要となり、到底市民の理解を得られるものではない。市民目線から遠くはなれた「地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正案」は現時点では、時期尚早と受けとめている。

よって国におかれては、地方議会議員の厚生年金への加入には慎重に取り扱うべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月5日

山口県 周南市議会